

平成二十四年七月十三日提出
質問第三四〇号

健康保険取扱い傷病手当金意見書交付料に関する質問主意書

提出者
内山
晃

健康保険取扱い傷病手当金意見書交付料に関する質問主意書

厚生労働省が所管する傷病手当金意見書交付料について、同一患者の同じ傷病に対して医師と柔道整復師との交付料において格差が生じている。実におかしな事例が存在する。この原因について、国民の前に明らかにすべきだと考える。

従って、次の事項について質問する。

一 傷病手当金意見書交付料について、同一患者の同じ傷病に対して、医師は有償一通千円の交付料が支払われるのに対して、柔道整復師は無償の取扱いになっている。同じ仕事をして有償と無償があるのはなぜか。その理由について政府の見解を求めらる。

右質問する。